

第三者評価に当たっての例外的取扱いについてQ & A

【受審申込み施設・事業所向け】

- Q 1) 第三者評価に当たっての例外的取扱いとは何か。
- Q 2) 第三者評価の受審に当たって、例外的取扱いを設けた目的は何か。
- Q 3) 第三者評価に当たっての例外的取扱いの要件は何か。
- Q 4) 例外的取扱いの要件に「同評価種別」とあるが、評価種別とは何か。
- Q 5) 「受審施設等間において差異がないと認められるとき」とあるが、差異の有無をどのように判断するのか。
- Q 6) 例外的取扱いにより受審するための手続き、流れはどうなるのか。
- Q 7) 免除される共通評価項目は、どんな項目か。
- Q 8) なぜ、共通評価項目の一部（6項目）は免除されないのか。
- Q 9) 受審代表施設等は、どのようにして選定されるのか。
- Q 10) 受審代表施設等は、1施設（事業所）と考えてよいのか。
- Q 11) 今年度1施設受審したが、追加で受審したい場合、例外的取扱いは適用されるのか。
- Q 12) 1回に申し込める施設・事業所数に制限はあるのか。
- Q 13) 例外的取扱いを適用させたいために、判断チェックシートのチェックに虚偽があったことが評価後に発覚した場合の評価は無効となるのか。
- Q 14) 例外的取扱いにより評価を受けた受審施設等の公表は、どのようになるのか。

## 第三者評価に当たっての例外的取扱いについてQ & A

### 【受審申込み施設・事業所向け】

#### Q 1) 第三者評価に当たっての例外的取扱いとは何か。

A 1) 福祉サービス第三者評価に当たっては、受審する施設・事業所に対して、第三者評価基準にかかる「共通評価項目(45項目)」と「内容評価項目(各分野ごと18~31項目)」の全ての評価を受ける必要があるが、同一法人内の複数の施設・事業所が、同時期に同評価種別の第三者評価を受審申込みする場合であって、共通評価の内容が受審する施設・事業所(以下「受審施設等」という。)間において差異がないと認められるときは、共通評価項目の全部を受審する代表の施設・事業所(以下「受審代表施設等」という。)が評価を受けることで、受審代表施設等以外の受審施設等は、共通評価項目の一部の評価が免除されるものである。

つまり、受審代表施設等は、共通評価項目(45項目)と内容評価項目(18~31項目)の全ての評価を受けることになるが、受審代表施設等以外の受審施設等は、共通評価項目の一部(6項目)と内容評価項目の全ての評価を受けるだけでよいことになる。

#### Q 2) 第三者評価の受審に当たって、例外的取扱いを設けた目的は何か。

A 2) 受審施設等の負担軽減を図り、受審促進につなげるためである。

なお、この例外的取扱いは、希望する場合にのみ適用されるものであり、これまで通りの全ての評価を妨げるものではない。

#### Q 3) 第三者評価に当たっての例外的取扱いの要件は何か。

A 3) 同一法人内の複数の施設・事業所が、同時期に同評価種別の第三者評価を受審申込みする場合であって、共通評価の内容が受審施設等間において差異がないと認められるときである。なお、これを整理すると下表のとおりである。

要 件	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5
同時期の受審申込みである	○	○	○	○	×
事業所間で共通評価内容に差異がない	○	○	○	×	○
同じ評価種別である	○	○	×	○	○
同じサービス種別である	○	×	×	○	○
例外的取扱い	可	可	不可	不可	不可

※ 下表のとおり、同評価種別の中に含まれるサービス種別が異なっても、同評価種別の受審

であるため、例外的取扱い要件を満たしていることになる。例えば、高齢者福祉サービスの特別養護老人ホームと訪問介護の受審の場合は「可」となり、高齢者福祉サービスの訪問介護と障がい者・児福祉サービスの居宅介護の受審の場合は「不可」となる。

評価種別	含まれるサービス種別
高齢者福祉サービス	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護、通所介護など
障がい者・児福祉サービス	障害者支援施設、居宅介護、生活介護、療養介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、共同生活援助など

**Q 4) 例外的取扱いの要件に同評価種別とあるが、評価種別とは何か。**

A 4) 評価種別とは、次に掲げる 12 の種別のことである。

- |            |               |           |
|------------|---------------|-----------|
| ①高齢者福祉サービス | ②障がい者・児福祉サービス | ③救護施設     |
| ④保育所       | ⑤児童館          | ⑥放課後児童クラブ |
| ⑦介護老人保健施設  | ⑧女性自立支援施設     | ⑨児童養護施設   |
| ⑩乳児院       | ⑪児童自立支援施設     | ⑫母子生活支援施設 |

**Q 5) 「受審施設等間において差異がないと認められるとき」とあるが、差異の有無をどのように判断するのか。**

A 5) 「受審施設等間において差異がない」とは、共通評価基準項目に対して、どの受審施設等も、法人の理念・基本方針等を踏まえた組織の運営管理、福祉サービス等を実施しており、受審施設等によって評価に差異がないことである。

この差異の有無については、受審施設等が提出する「第三者評価に当たっての例外的取扱い判断チェックシート」（以下「判断チェックシート」という。）等により、実態確認した上で判断することになる。

**Q 6) 例外的取扱いにより受審するための手続き、流れはどうなるのか。**

A 6) 評価機関に、同時期に複数の施設・事業所の第三者評価を受審したい旨の連絡をすると、評価機関から、例外的取扱いに適用するかを判断するため、判断チェックシートが運営する法人あてに送付される。

運営する法人は、送付された判断チェックシートを希望する受審施設等に配布し、必要事項を記入させ、それをとりまとめた上で、評価機関に返送する。

評価機関は、提出された判断チェックシート（必要に応じて聞き取り）により実態を確認した上で可否を判断して、運営する法人あてに連絡する。

運営する法人は、その結果を受けて正式な受審の申込みを行う。

**Q 7) 免除される共通評価項目は、どんな項目か。**

A 7) 共通評価項目の「Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織」(9項目)と「Ⅱ 組織の運営管理」(18項目)に加え、「Ⅲ 適切な福祉サービスの実施」(18項目)から「Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保」の6項目(40-45)を除いた、計39項目である。

**Q 8) なぜ、共通評価項目の一部(6項目)は免除されないのか。**

A 8) 「Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保」の6項目は、「Ⅲ」の全項目(18項目)の中で、法人において指針や方向性を定めていても実態は施設・事業所で実施方法が異なるため、また、当該項目は、内容評価での評価、聞き取りにも密接に関係する内容であるためである。

**Q 9) 受審代表施設等は、どのようにして選定されるのか。**

A 9) 原則、受審代表施設等は、複数の受審施設の中で、規模の大きい施設(例えば、定員数が多い施設)などを優先に、評価結果に偏りがなく、公正な評価結果が得られるだろう施設を評価機関において選定するものとする。

**Q10) 受審代表施設等は、1施設(事業所)と考えてよいのか。**

A10) 原則、受審代表施設等は、代表の1施設(事業所)で足りるが、受審施設等が広範囲に点在し地区ごとに実態が異なる場合や受審施設等の数が多い場合など、評価内容の整合性を図る観点から、受審代表施設等を複数とすることがある。

**Q11) 今年度1施設受審したが、追加で受審したい場合、例外的取扱いが適用されるのか。**

A11) 同時期での受審申込みでないため、できない。

**Q12) 1回に申し込める施設・事業所数に制限はあるのか。**

A12) 申込数に特に制限はないが、2カ年度程度で全てが完了できる施設・事業所数を想定している。詳しくは、評価機関に相談されたい。

**Q13) 例外的取扱いを適用させたいために、判断チェックシートのチェックに虚偽があったことが評価後に発覚した場合の評価は無効となるのか。**

A13) お見込みのとおりである。

Q14) 例外的取扱いにより評価を受けた受審施設等の公表は、どのようになるのか。

A14) 例外的取扱いが適用された受審施設等は『受審済み』として公表される。

なお、免除した共通評価項目の項目は、実際、評価をしていないため、判断基準（a、b、cの3段階）に基づく評価結果を表示しないこととし、代表として受審した施設等を紹介することとする。参考までに、公表のイメージは下図のとおりである。

## 第三者評価結果（共通評価基準）

※例外的取扱いにより、評価項目の「Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保（6項目）」についてのみ、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。  
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	a・b・c
<コメント>		
受審施設の代表が評価を受けることで、共通評価項目の一部を免除できる例外的取扱いにより、この項目は評価していません。 なお、代表受審施設の共通評価は、令和〇年●月●日掲載の『（施設名）』となりますので、そちらを参照してください。		